

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 2 0 日

関係各位

地方職員共済組合長崎県支部

定年引上げに伴う報酬月額の保険者算定の取扱いについて

このことについて、令和5年4月1日から2年に1歳ずつ定年が引き上げられ、定年前再任用短時間勤務職員の採用や俸給月額7割措置等が実施されることから、報酬月額が著しく減少する職員が生じることが想定されます。この場合、通常の随時改定を行いますと、改定が行われるまでの間の標準報酬が著しく不当であると考えられることから下記に該当する場合は、組合員資格の得喪は発生しませんが、資格取得時決定と同様の方法で保険者算定が適用されますのでお知らせします。

記

- (1) 俸給月額7割措置を講じることとされた職員
- (2) 管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任（降給を伴うもの）された職員
- (3) 定年退職者等の再任用に関する経過措置に該当する職員（短時間勤務を除く）

パターンの例	標準報酬月額の手取り
(1) 引き続き常勤職員として勤務を希望した職員 ①月給7割措置を講じることとされた職員 ②7割水準とならない職員 (例) ・ 現行の定年が65歳又は70歳である職員 (医師、歯科医師) ・ 管理監督職勤務上限年齢制の「勤務延長型特例任用」をされている職員 ・ 臨時的任用職員等の任期を定めて任用された職員、非常勤職員	⇔ 特定日に組合員の資格を取得したものとみなして特定日の属する月から改定する。 ※特定日・・・60歳に達した日後の最初の4月1日 ⇔ 現行のまま
(2) 引き続き常勤職員として勤務を希望し、管理監督勤務上限年齢による降任等された職員 ＜対象者＞ ・ 管理職手当を受ける職員 ・ 管理職手当の支給を受ける職に準ずる職員 (総合水試調査船・漁業取締船の機関長) ※医師・歯科医師 (本土65歳、離島70歳) については対象外	⇔ 降任等した日に組合員の資格を取得したものとみなし、降任等した日の属する月から改定する。 ※管理監督職勤務上限年齢制の適用外で10割水準の職員は現行のまま
(3) 退職した上で定年前に短時間勤務を希望した職員 ①定年前再任用短時間勤務職員 ※60歳に達した日以後、定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用することができる制度 (任期は常勤職員の定年退職日まで)	⇔ 日本年金機構が決定した標準報酬月額を参酌して採用された月から改定する。
(4) 定年退職者等の再任用に関する経過措置に該当する職員 ・ 再任用 (フルタイム・短時間) → 暫定再任用制度 (現行再任用制度と同じ) (任期は1年以内で更新制)	⇔ 再任用された日に組合員の資格を取得したものとみなして再任用された月から改定する。 (短時間の場合は、日本年金機構が決定した標準報酬月額を参酌して採用された月から改定する。)